

全国司法書士女性会FAX通信149号

(2006年12月号)

発行責任者 会長 長谷川 歌子
事務局 〒579-8036 大阪府東大阪市鷹殿町1-7
滝川あおい司法書士事務所
tel 0729-81-5281 fax 0729-87-3460
e-mail BZW00425@nifty.ne.jp

法務省登記識別情報についての研究会 の検討結果について

法務省に設置された登記識別情報についての研究会の結果報告がまとめられました。この研究会には、資格者代理人として司法書士が参加していました。検討の視点は、基本的に、「登記識別情報についてはその問題点の改善をはかればよく、制度自体を廃止する必要はない」というもので、報告書においては、登記識別情報制度の現在における問題点を検討し、改善策の提案が行われています。

研究会においては、①円滑な不動産取引決済の確保②登記識別情報の保管・管理③申請手続きの簡素化というテーマに区分して、問題点とその改善策の検討が行われました。

以下はその主な検討結果の内容です。

1 円滑な不動産取引の決済の確保

(1) 有効性証明の確認に関する改善策

ア 有効性証明制度の改善策

・資格者代理人による有効性証明請求制度の創設。

(取引より事前に登記名義人の印鑑証明書付委任状の徴求が必要であることが問題であるため)

・登記識別情報を提供しないで失効していることの請求を可能とする。

・登記識別情報を提供しないで失効していないことの請求を可能とする。

・登記識別情報に関する有効性証明を自動化する。

・管轄登記所以外でも有効性証明請求を可能とする。

(取引当日に管轄登記所で有効性確認を行わなければならないのは煩雑であるため)